

三股町景観まちづくり計画

令和2年3月

『「めぐみ」と「くらし」で織りなす みまたん はあと』
みまたの景観まちづくり

本町は、豊かな自然と美しい川や田園、雄大な霧島山が織りなす景色、梶山城跡など貴重な文化財、低層でゆったりとした住宅地など町民に親しまれている多くの風景を有しています。

また、旧薩摩藩領の夏の風物詩である六月灯、盆まつりなどの地域が主体となった行事、ジャンカン馬踊りや棒踊りなどの郷土芸能も継承され、地域の生業や暮らしと一体となって息づいています。

これらすべてによって、本町の景観は形成されています。



市町村合併により自治体の規模が拡大していくなか、本町は自主自立の道を選択し、コンパクトでまとまりあるまちづくりを目指してきました。人口は40年以上も増加してきましたが、これから先、着実に人口減少・超高齢社会の時代が訪れようとしています。

このような中「ひと」の暮らしとともにある本町の景観を今後どのように守り、創出し、活用しながら、次の世代に引き継いでいくのかを町民・事業者の皆さまとともに考え、動き始める契機となるよう「三股町景観まちづくり計画」を策定しました。

昭和23年に町制を施行し、平成30年に70周年を迎え、時代は令和となりました。先人により築かれ引き継がれてきた景観をこれから50年、100年先へと継承し発展させていく景観まちづくりを目指し『「めぐみ」と「くらし」で織りなす みまたん はあと』を基本理念としてテーマに決定しました。

町民・事業者の皆さまと行政が一体となり日々の地域活動から積み上げていくことが景観に配慮したまちづくりの第一歩になると考えております。どうぞ引き続き、ご協力をお願い申し上げます。

現在、中心地ゾーンに交流拠点施設の整備を計画しておりますが、本町の景観を印象づける上でも非常に重要な役割を担っています。景観形成の観点からも先導的な取組を果たせるよう有識者のご意見なども伺いながら整備や維持管理計画を進めていきます。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました三股町景観計画策定委員会の皆さま、様々なご意見やご提言をいただきました関係者や町民の皆さまに心より感謝を申し上げます。

令和2年3月 三股町長 木佐貫 辰生

三股町景観まちづくり計画 目次

序 章 趣旨

1. 景観とは？	1
2. 景観まちづくり計画として	1
3. 景観まちづくり計画の位置づけ	2
4. 景観まちづくり計画の策定体制	2
5. 景観まちづくり計画の骨格	3

第1章 三股町のまちづくりの現況

1. 上位計画で目指すまちづくりの将来像	4
2. 三股町の概況	7
3. 景観からみる三股町の特性と課題	11

第2章 景観まちづくり計画の区域

第3章 みまたの景観まちづくりのテーマ

第4章 景観まちづくりの方針

1. 景観まちづくりの基本方針	25
2. ゾーンにおける配慮方針	28

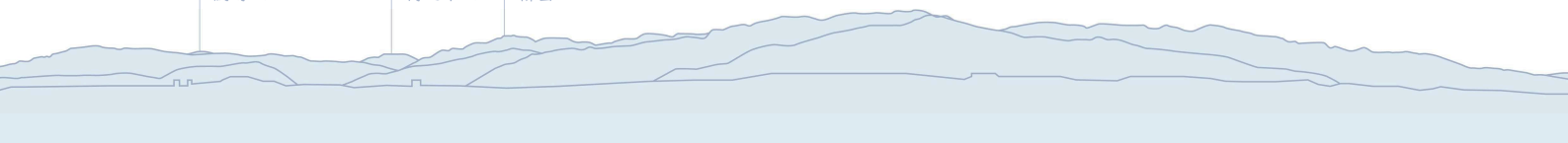
第5章 景観まちづくりのための制限

1. 届出の対象となる行為	30
2. 景観形成基準	32

第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1. 公共施設の整備等に関する基本的な考え方	39
2. 景観重要公共施設の指定方針	39
3. 景観重要公共施設の候補	40
4. 景観重要公共施設の整備等に関する事項	40



第 8 章	屋外広告物の表示等の制限に関する事項	41
第 9 章	景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項	44
第 10 章	始める、つづく みまたの景観まちづくりのすすめ方	
1.	まず始めてみましょう 景観まちづくり	45
2.	「なんか、よかよね（いいね）」でつづく 景観まちづくり	48

資料編

資料編-1	ゾーン区分図	49
資料編-2	みまたの景観の特性と課題	50
資料編-3	景観色彩の捉え方	51
	三股町景観色彩基準	55
資料編-4	景観地域ワークショップの紹介	56
	平成 30 年度：梶山地区、長田地区、前目地区	
	令和元年度：小鷺巣地区	
資料編-5	文化財一覧	61
資料編-6	景観まちづくり計画の策定経緯	64
資料編-7	用語集・参考文献一覧	67



序章 趣旨

1. 「景観」とは？

「景観」は、私たちの周りにある様々な環境が目に見える形として表れたもので、山、川などの自然、建物、道路、橋、看板などの人工物、そこで暮らすひとの営みから成り立っています。これらの要素の眺め（景）を私たちが感じる（観）ことで生み出され、この相互関係によって成り立つものだといわれています。

また、「景観」は見る人の経験や体験の積み重ねによって感じ方が変わります。「景観」の背景にあるひとの営みを知ること、新しい価値観も生まれます。

そして、カタチとしてそこにあるものだけではなく、歴史・文化・祭り・風習・気候などの背景も「景観」の大切な一部です。

2. 景観まちづくり計画として

景観は、前述のとおり美しい風景だけでは、成り立ちません。そこには、必ず「ひと」の営みや好み関係します。

本町は、県内でも珍しく40年間人口の増加傾向が続いていますが、町の東部では過疎化が、町全体としても少子高齢化が進行しています。「ひと」が住まなければ、「まち」は成り立ちません。「ひと」は「まち」を愛し、守り、創ることもできますが、壊す恐れもあります。

今、私たちのまわりにある“あたり前”の景観は、「特徴もなく何でもない普通のもの」と思っている「ひと」も多いのかもしれませんが。あたり前にある「みまたの景観の心地よさ」に気づき、みまたに暮らす私たちが「みまたの景観」を次の世代にどう引き継いでいこうとするのか。

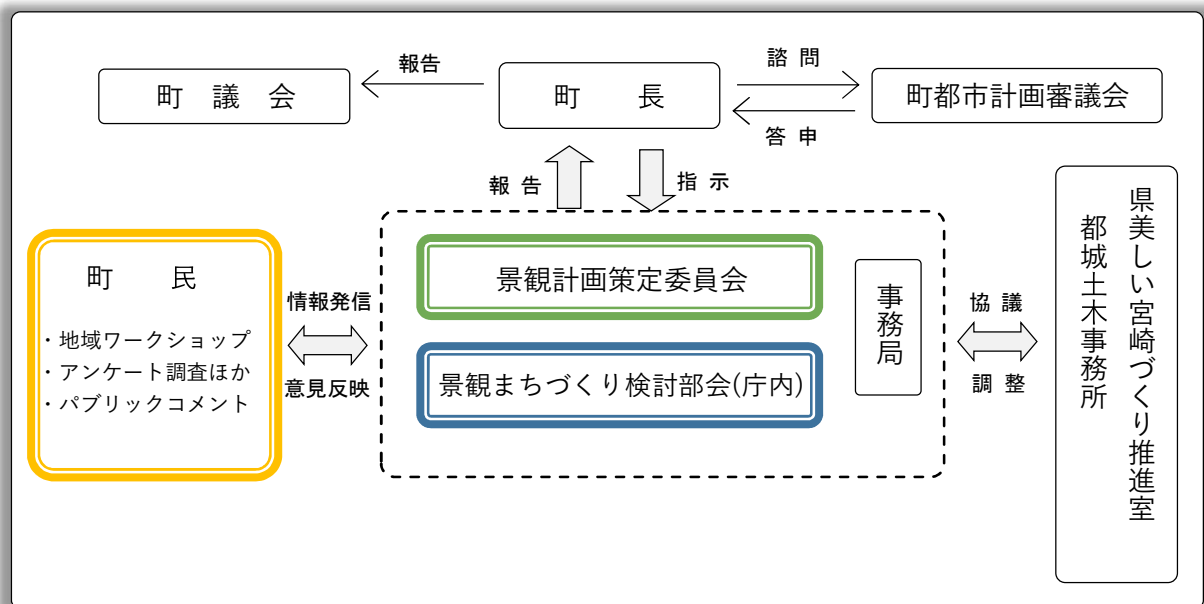
このことを真剣に考え、日常にある「みまたの暮らし」を大切にしていいため「みまたの景観」を計画書としてカタチに残し、動き出す契機として、本町では、景観計画を「ひとの暮らし」に染み渡るまちづくり計画の一部としてとらえ「景観まちづくり計画」として策定します。

3. 景観まちづくり計画の位置づけ

本計画は、「みまたの景観」を守り・創り・育てていくために、町民・事業者・行政の景観に対する意識を高め、地域に根ざしたルールづくりや取り組みを進めていくことを目的に、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき策定しています。

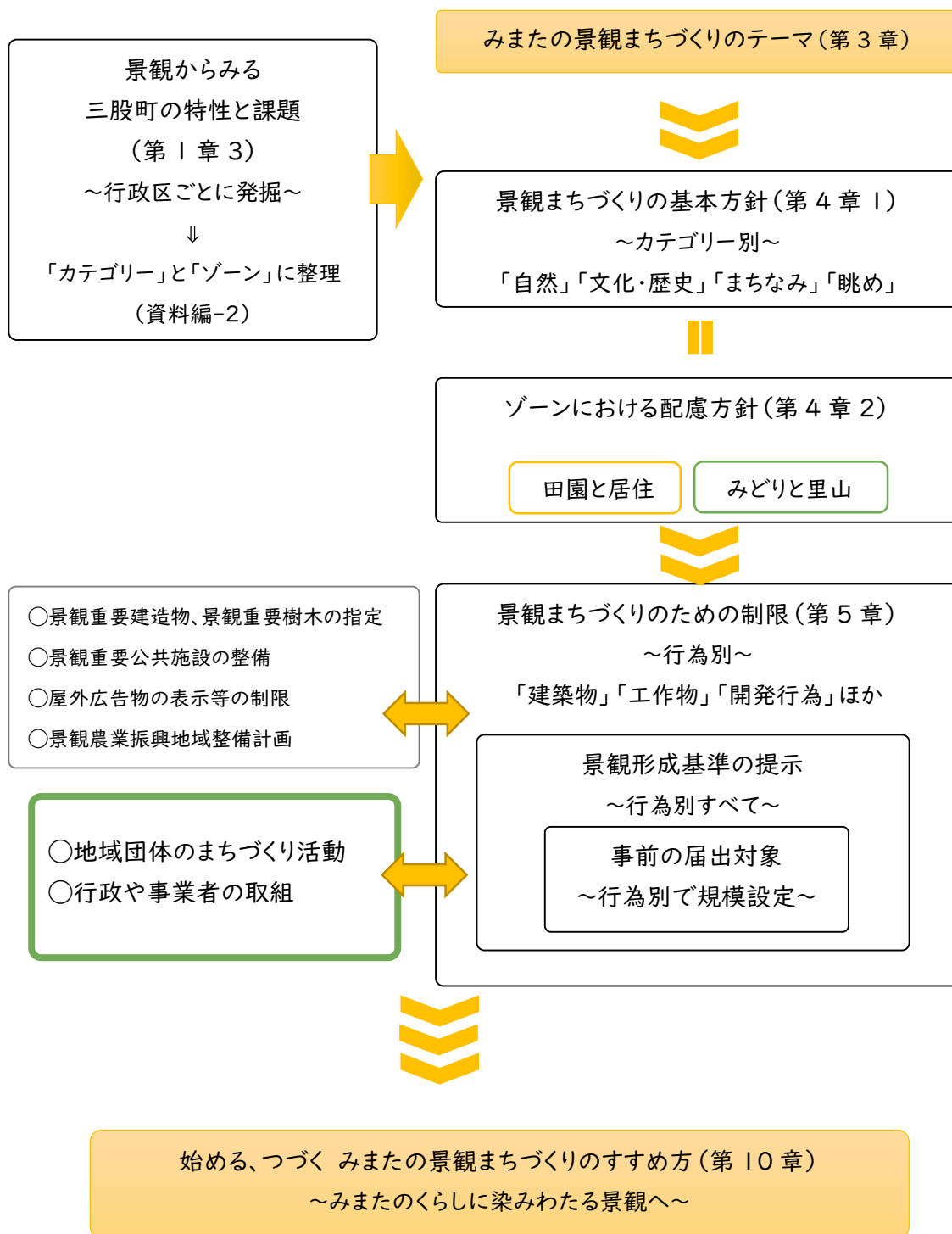
4. 景観まちづくり計画の策定体制

本計画は、策定委員会と庁内組織の検討部会を中心に、町民の意向を踏まえながら策定しています。



図序-1 景観まちづくり計画の策定体制

5. 景観まちづくり計画の骨格



第1章 三股町のまちづくりの現況

「三股町民憲章」

わたくしたち三股町民は、先人の偉業に学び、郷土愛と開拓精神をもって、明るく豊かな町をつくるために、この憲章を守ります。

- 一、常に新しい希望をもって、郷土の開発につとめましょう。
- 一、教育を尊び、青少年を健やかに育てましょう。
- 一、環境を清潔にし、健康の増進につとめましょう。
- 一、生活をくふうし、よりよい風習をつくりましょう。
- 一、力をあわせ、ねばり強く、住みよい町を築きましょう。

(昭和39年1月4日制定)

(平成11年4月1日改定)

1. 上位計画で目指すまちづくりの将来像

平成23年度に策定した「第5次三股町総合計画」では、「まちの将来像」を次のように定めています。

自立と協働で創る 元気なまち 三股

～地域主権の到来を見据えた、町民総参加のまちづくり～

※平成32年度（令和2年度）を目標

「まちの将来像」を実現するため、「まちづくりの基本理念」として4つを設定しています。

- 自主自立のまちづくり
- 参画・協働のまちづくり
- 快適環境のまちづくり
- 安心・安全のまちづくり

さらに平成29年度に策定した「三股町都市計画マスタープラン」（以下「都市計画マスタープラン」とする。）では、三股町全体で「三股らしい、魅力あふれるまち」をつくっていくことを目標に定めており、キャッチフレーズを次のとおり掲げています。

「つづく、つながる、つみあげる」

～わがまち みまたのまちづくり～

都市計画マスタープランでは、「第5次三股町総合計画」のまちづくり基本理念から「将来の都市像」を次のとおり定めています。

(都市計画マスタープラン 将来の都市像)

第五次三股町総合計画 後期基本計画

【まちの将来像】

自立と協働で創る 元気なまち 三股

【基本理念】

自主自立のまちづくり: 活気あふれる産業の振興や行政改革の推進、健全財政の維持・確立に努めます。

参画・協働のまちづくり: 町民の行政への参画を進め、町民との協働によるまちづくりを推進します。

快適環境のまちづくり: 暮らしやすさを実感できる快適な生活環境づくりを推進します。

安心・安全のまちづくり: 町民の生命と財産を守り、健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

三股町都市計画マスタープラン(本計画)

今後の20年を見据えて、

「元気なまち」につながる**住み良い住環境の更なる向上等**や

「自立」につながる**時代にあった事業計画の見直し**、

「協働」につながる**各分野での町民等との連携**を進める際の基本的な方針を定めています。

「つづく」

～人が住み続ける町を目指して～
※自主自立のまちづくりの実現

「つながる」

～人や地域や産業が
つながりあう町を目指して～
※参画・協働のまちづくりの実現

「つみあげる」

～成長し続ける元気な町を目指して～
※快適環境のまちづくり
安心・安全のまちづくりの実現

第3章 都市整備の方針

1. 土地利用の方針
2. 道路整備の方針
3. 公園緑地整備の方針
4. 河川・下水道整備の方針
5. 上水道整備の方針
6. 住宅供給の方針
7. 公共施設の活用の方針
- 8. 景観形成・自然環境保全の方針**
9. 都市防災の方針

第4章 地域ごとの取り組み等

図1-1 総合計画と都市計画マスタープランとの関係

さらに、都市計画マスタープランの中で示している「景観形成・自然環境保全の方針」は、次のとおりです。

- | | |
|---------|---------------------|
| 【つづく】 | 三股町の豊かな景観と自然景観の保全 |
| 【つながる】 | 町民等と連携した環境保全と景観軸の活用 |
| 【つみあげる】 | 環境行政の推進と景観に対する意識の醸成 |

2. 三股町の概況

(1) 三股町の位置

本町は、宮崎県南西部に位置する北諸県郡を構成する唯一の町であり、九州東南部の内陸部に所在する都城盆地の中心を占める都城市の東南側に位置しています。

東は鰐塚山地を介して日南市と、北は宮崎市と接しています。



図 1-2 三股町の位置

(2) 地形

地形的には、都城盆地東部に位置しています。都城盆地は東西約 15km、南北約 30km、標高は 160～140m の高原状の盆地となっています。

盆地の東側は鰐塚山地、盆地の西側及び北側は山地・丘陵、盆地の北西側を霧島火山群によって囲まれ、西南側は大隅半島に向かって開かれています。

本町の中央を東から西に流れる沖水川により河岸段丘や扇状地が形成され、そこに開けた平野に田畑や住宅地が広がっています。市街化が進むまちの西部は、都城市の市街地と連っており、都城盆地として同一の生活圏が形成されていることを物語っています。

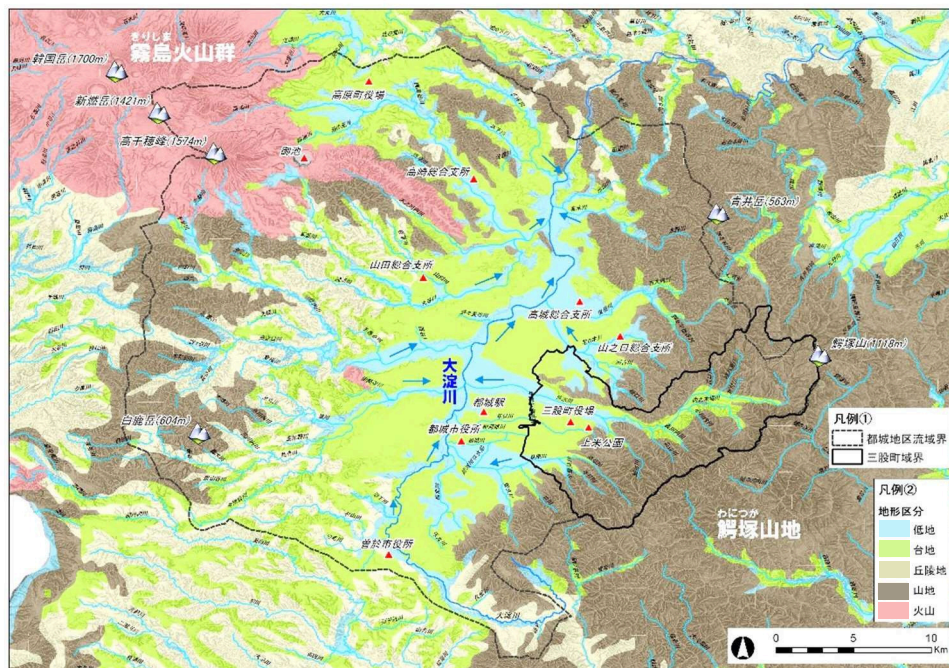


図 1-3 都城・三股地区の地形

【備考】図の原題は「都城地区の地形」で、「平成 28 年度地下水の見える化手法に関する検討業務成果」（国土交通省国土政策局 国土情報課作成）より転載

(3) 気候

盆地特有の寒暖明白な内陸気候で、気温の日較差が大きいことが特徴です。

平成29年の気候状況は、11月の平均気温の日最高が18.4度、日最低が7.7度で差は10.7度あり、月合計の降水量は6月が最も多く、456mmでした。

(4) 人口

本町の国勢調査による総人口は、1975年（昭和50年）の15,789人から2015年（平成27年）の25,404人と宮崎県内でも珍しく40年間増加傾向が続いていますが、生産年齢人口比率は減少傾向、高齢人口比率は増加傾向になっています。また年少人口は2010年（平成22年）から2015年（平成27年）でやや回復がみられるものの、減少傾向にあります。

町内をエリア別の人口比率で確認すると、町の西部や三原地区において年少人口比率が高い一方で、高齢人口比率は町の東部で高い傾向となっています。また、生産年齢人口比率については、町の南部（用途地域外の植木や文化会館の西側）で高い状況になっています。（都市計画マスタープラン 第1章 1.3「年齢別人口」より抜粋）

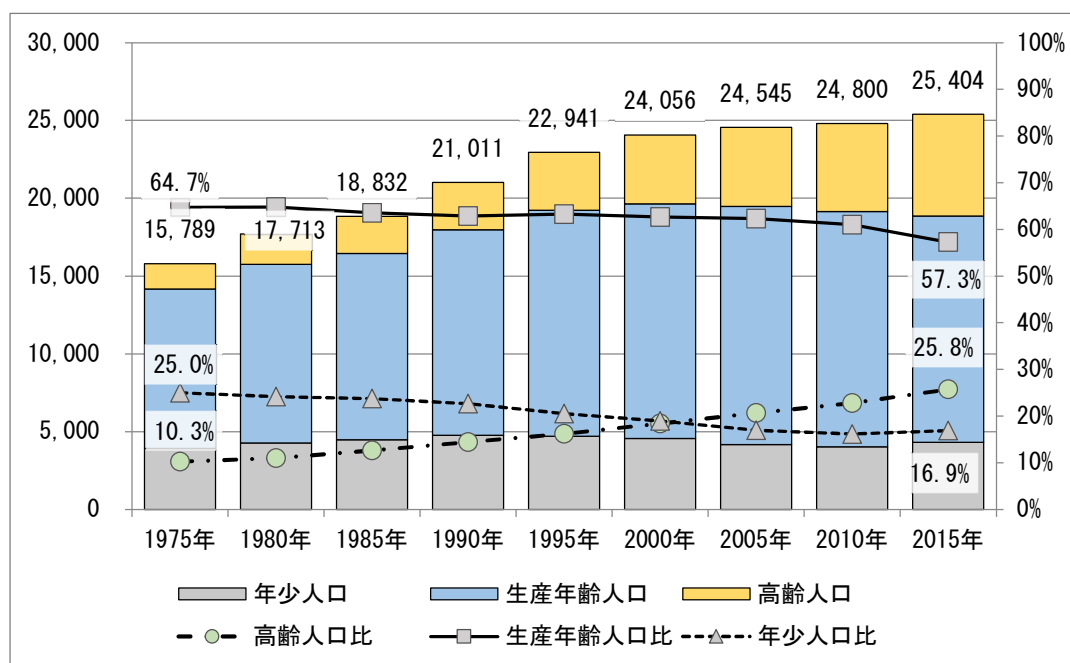


図1-4 3階層別人口の推移

出典：国勢調査

(5) 土地利用の状況

本町の面積は110.02km²で、全域の土地利用構成は、森林が約70%、田・農用地が約15%、宅地（住宅用地）が約8%、その他公共用地や河川等の豊かな自然を有する土地利用となっています。（国土交通省国土数値情報：土地利用細分メッシュH2Iより）これを用途地域指定区域内でみると、自然的土地利用が18.1%、都市的土地利用が

81.9%を占め、都市的土地利用のうち住宅用地が半分以上の44.4%を占めています。
(都市計画マスタープラン第1章 3.1 土地人用の状況より抜粋)

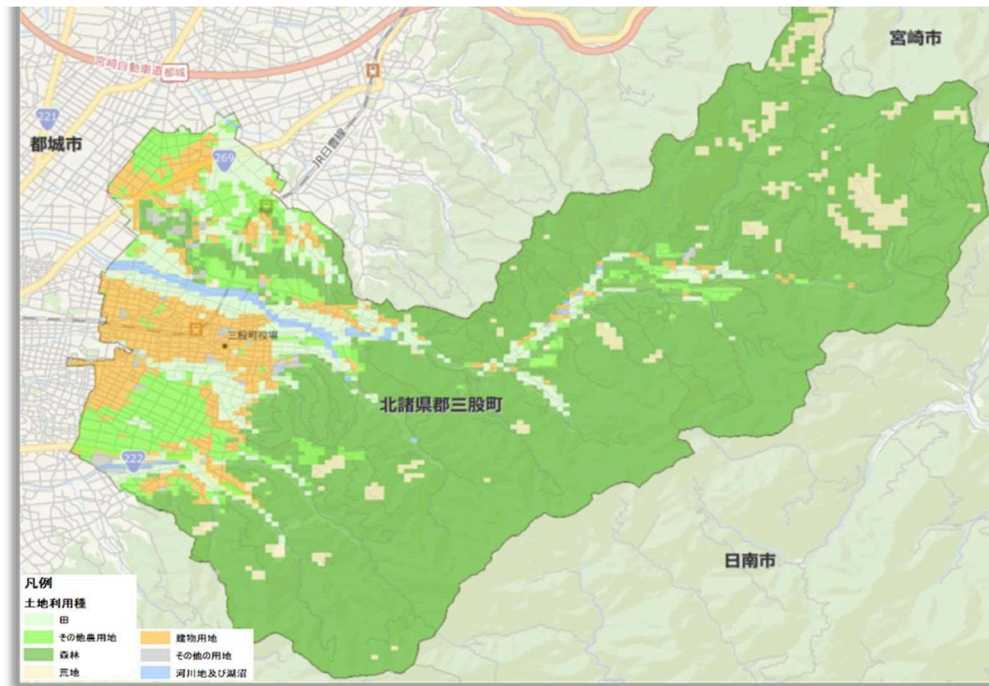


図 1-5 土地利用の状況図

出典：国土交通省 国土数値情報（土地利用細分メッシュ（H21））

また法規制は、都市計画法による指定（都市計画区域、用途地域）、農業振興地域の整備に関する法律による指定（農業振興地域、農用地区域）、森林法による適用（地域森林計画対象民有地、保安林）、自然公園法による指定（自然公園地域）があります。（都市計画マスタープラン第1章 3.2 法規制の状況より抜粋）

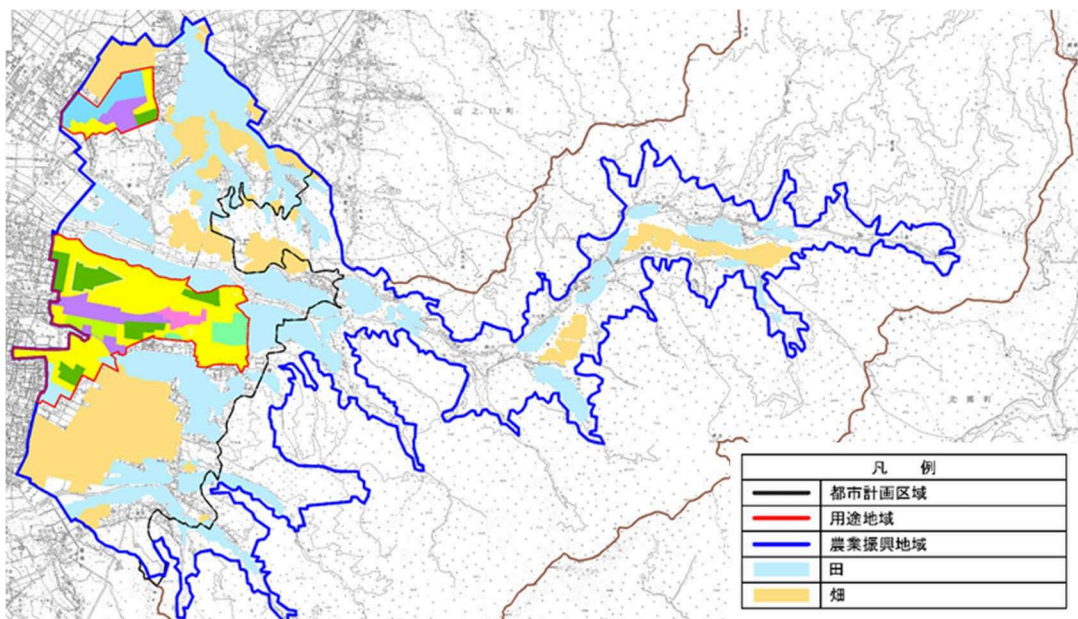


図 1-6 法適用状況図（用途地域・農業振興地域）

(6) 行政区

町内を第1地区から第9地区まで9つの行政区に分けそれぞれに公民館があり、さらに集落ごとに30の自治公民館があります。地域の拠点でもある公民館や自治公民館単位で地域活動が行われることが多く、様々な郷土芸能も継承されています。

表 1-1 行政区と集落

行政区名	集落名
第1地区	山王原、仲町
第2地区	上米、中米、櫟田、谷
第3地区	小鷺巣、寺柱、大鷺巣、高畑
第4地区	田上、梶山
第5地区	轟木、仮屋、大野、大八重
第6地区	勝岡、前目、蓼池、餅原、三原
第7地区	上新、下新、今市、中原、花見原
第8地区	東原、稗田
第9地区	東植木、西植木

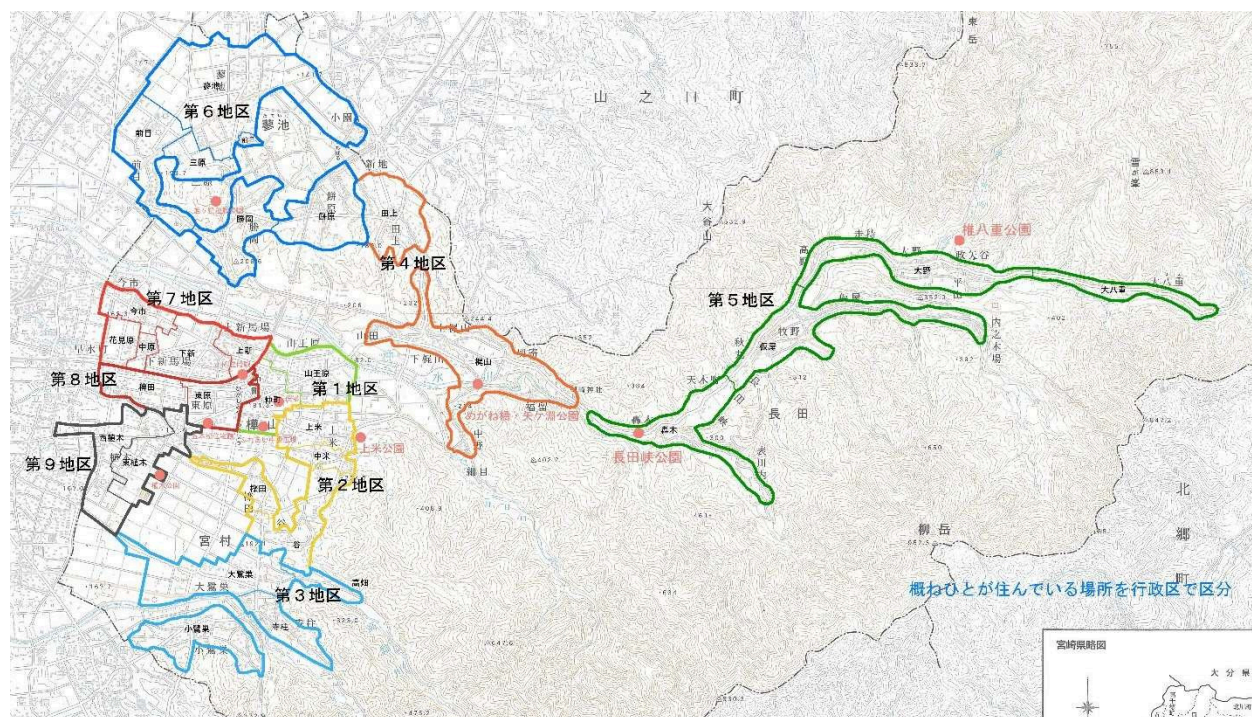


図 1-7 行政区域 ※住宅が概ね集まっている地域のみ

3. 景観からみる三股町の特性と課題

本町の景観は、盆地・扇状地・河川などの地形、道路網や行政区ごとのくらしなど様々な要素が組み合わさり特性を作り出しています。

また、今回景観まちづくり計画を策定する中で“地域のたから＝魅力”を発掘し“大事にしたいこと”について地域で語り合う場として、町内のモデル地域で住民向けの「景観地域ワークショップ」を開催しました。その場でまちや地域に対する地元のひとの声を聞くことが出来ました。（詳細は資料編-4）

以上のことから、本町の景観の特性と課題について、まず地形や基盤整備などによる視点から「都市計画マスタープラン」を参考に「ゾーン・拠点・軸」に分け、さらに景観地域ワークショップなどで出された「ひとのくらしや思い」も含めた整理を行います。

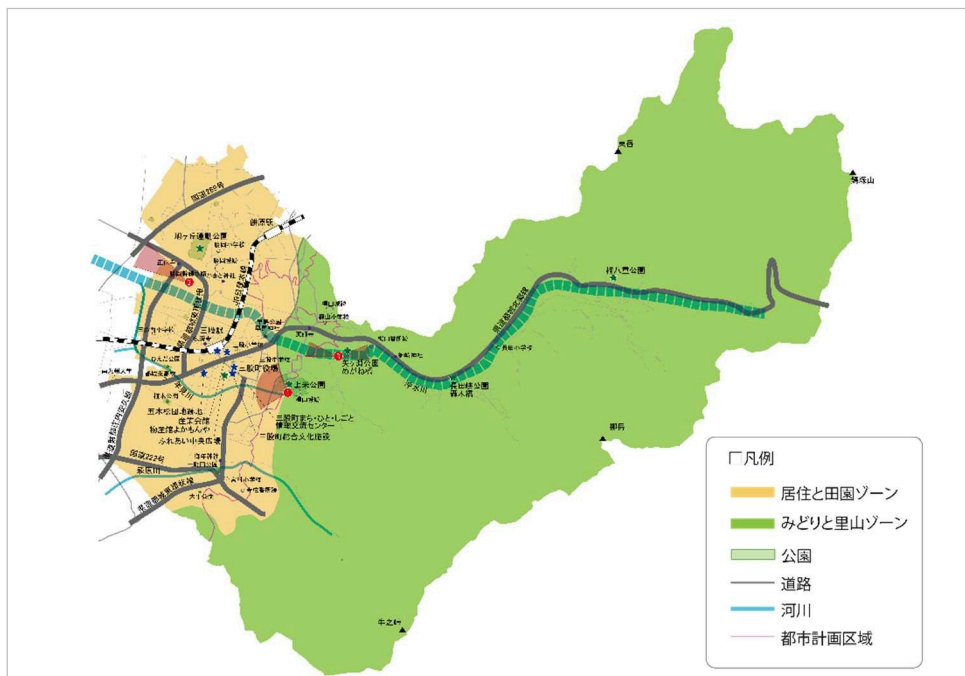


図 1-8 ゾーン区分 ※拡大版は資料編-1

(1) ゾーンの整理

① みどりと里山ゾーン

⇒第4地区、第5地区

本町の豊かな自然環境の源となる「みどり」ゾーンと都市計画法の用途地域外の既存集落とその周辺の豊かな田園や森林を含む「里山」ゾーンです。

沖水川の流水作用によって火砕流堆積物を深く削り込んで形成された約 10 kmに及ぶ長田峡があります。大きな道路から数メートル入った集落を流れる川には、今でも初夏に蛍が舞い、強い照明も少ないので夜に見上げると広い空にたくさんの星を見ることが出来ます。棚田も数箇所残っており、稲刈りや草刈りなど人の力で手間をかけて続けられていることがうかがえます。

県道都城北郷線沿には、自然を活かした椎八重公園、長田峡公園、矢ヶ淵公園と観光客が訪れる場所があり、数人の陶芸家が工房を構えていることから“アトリエロード”とも呼ばれ、芸術文化も育まれています。

第5地区は総称して“長田”とも呼ばれます。鰐塚山系の恵みである冷たい水で作られたお米は“長田米”と親しまれ、地元加工グループが長田米で作った甘酒やおこわ、イノシシ汁や野菜などは、轟木農村広場で年に数回開催されている農産物販売会でも人気となっています。大八重地区では、日南市からの長田の玄関口を目指し、地域住民によって私有地にサクラやモミジを植樹し「輝天の森」(きてんのもり)として整備を行っています。



長原の丘からの眺望



表川内地区の棚田

第4地区の梶山には、梶山城跡や上之馬場地区の石垣など歴史的資源やお盆の時期に色鮮やかな灯ろうを軒先に掲げる“梶山盆灯ろう”という伝統行事も残っています。

長田峡の終点には、町内にある現役の橋で一番古い石造りの梶山橋があり、その形から町民には“めがね橋”との愛称で親しまれています。



梶山盆灯ろう



ノルディックウォーキング



切寄地区の田園



上之馬場地区

～主な心配ごと～

- 人口の増加傾向にある本町にあって、人口減少が進み過疎対策が必要な地域です。空き家も増え、担い手不足により、森林や竹の管理が大変となっている場所もあります。
- 耕作放棄地などの農地の転用や林地開発により、沿道に中規模以上の地上設置型太陽光発電が設置される場所があり自然景観との調和が危ぶまれる声もあります。
- 少子高齢化により郷土芸能を継承していくことが危ぶまれる保存会もあります。

② 居住と田園ゾーン

⇒第1地区、第2地区、第3地区、第6地区、第7地区、第8地区、第9地区

本町の人口増加傾向を支える都市計画区域内の住宅地とその周辺の豊かな田園が広がるゾーンです。遠景には、都城盆地の山なみが見えます。

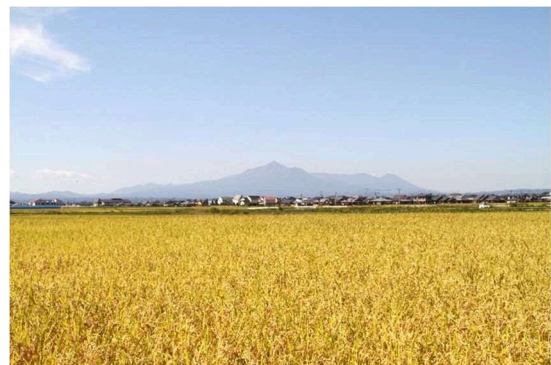
JR 三股駅周辺の中心部や都城市に近いエリアには、物産館や商業施設も建ち並び工業地域もあります。

中心部でも低層の住宅が多く、敷地面積も比較的広くゆったりとした住環境となっています。都市計画用途地域外では、農地を転用し住宅が建てられることも多いため、居住ゾーンのすぐそばに田園も広がっています。

このゾーンには、各地区に交流拠点となっている公園や広場が整備され、公共施設も集約されています。



塚原跨線橋



田園と住宅地

第1地区には、毎年4月29日に五穀豊穡を願い郷土芸能が奉納される「早馬まつり」の開催地でもある早馬公園があり、明治初めに都城地頭として就任した三島通庸による「山王原開拓」により整備された大区画道路沿いには、石垣が残っている場所があります。また、沖水川沿いには、田園が広がっています。



早馬まつり 中米ジャンカ馬踊り



山王原地区の住宅地

第2地区には、都城盆地を一望できる上米公園があり、上米棒踊り、中米ジャンカ馬踊り、谷太郎踊り、櫛田馬踊りとすべての自治公民館に郷土芸能が継承されています。

第3地区には、地域住民の憩いの場となっている一町田公園や寺柱番所跡があります。小鷺巣地区では、小鷺巣大太鼓踊りが継承され、地区所有の大平公園では地域住民による植樹などの再整備が行われています。

また、最近宅地開発により新しい住宅地も形成され始めています。

両地区とも山の近くに集落が形成され、西側に田園が広がっています。



一町田公園



町道三股駅・小鷺巣線沿いの田園風景

第6地区には、最近人口が増えており若い世代が多い地域があります。交流拠点でもある旭ヶ丘運動公園を取り巻くように昔からの集落があり、その周辺に農地転用により新しい住宅地が増えています。都城市や宮崎市を結ぶ県道や国道269号も通っており交通アクセスが良いため工業地域もあります。工業地域や住宅地の周りには、田園も広がっています。幹線水路沿いには地域団体により植栽されたシバザクラやアジサイが景色に彩りを添えています。



蓼池地区の工業専用地域



国道269号沿線

第7地区には、土地区画整理事業によって整備された落ち着いた住宅街や地域住民の憩いの場でもある新馬場公園があります。幹線道路沿いには内科や歯科などの医療機関や商業施設も建ち並んでいます。

第8地区には、幹線道路沿いに低層の住宅地があり、住宅地にある稗田公園は、地域住民の憩いの場で住民による花いっぱい運動が始まっています。

第9地区には、用途地域外にまで農地転用により宅地に開発された住宅地が広がっており、田園地域との境に植木公園があります。

3地区とも道路沿いは、小規模な店舗から大型店舗まで建ち並び、都城市へと続くまちなみとなっています。



第7地区の住宅地



第8地区の県道沿線

～主な心配ごと～

- 幹線道路沿いに空き家や空き地が目立つ場所があります。
- 担い手不足により耕作放棄地が増えています。
- 色鮮やかな大規模店舗や幹線道路に大きな看板があり、まちなみや霧島山の眺望を脅かすという心配の声があります。
- 公園などの大きな木や街路樹の枝や落ち葉を心配し、伐採して欲しいという声もある一方、日陰を作ってくれる役目や地域のシンボルツリーでもあるため、その維持管理に対する方法が難しい場所があります。
- 住宅街や農地に、狭い間隔で携帯電話の鉄塔が建ち並んでいる場所があります。

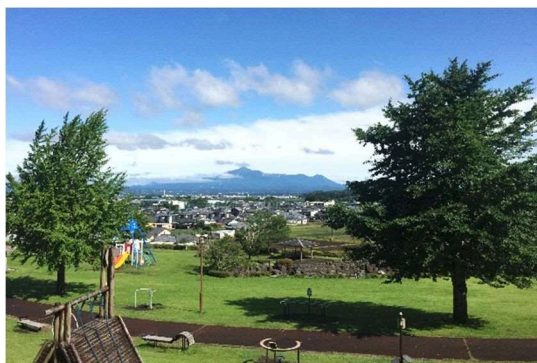
(2) 視点場の整理

視点場とは、対象とする風景をみる場所のことを指します。ある特定の場所や、車窓から楽しむ風景の場合には、道路そのものが視点場となることもあります。

① 高千穂峰（霧島山）の眺望

都城盆地を形成する霧島連山の第2峰である「高千穂峰」は、都城盆地平野部からは直接望むことができ、地域では“霧島山”との通称で親しまれています。

本町内でもほとんどの場所から西側に霧島山を眺望できるため「わたしが住んでいるところから見える霧島山の姿が一番きれい」と自慢するほど町民が愛着を持つ町の代表的な眺望となっています。霧島山を眺望できる代表的な視点場を紹介します。



視点場：上米公園遊具広場



視点場：町道山王原・高才線



視点場：勝岡幹線水路



視点場：中野地区の田園

② 梶山橋（めがね橋）の視点場

梶山橋は、1941年（昭和16年）に石造橋で沖水川の矢ヶ淵に架けられ、大小二連のアーチがあり、その形から地域では「めがね橋」の愛称で呼ばれています。

隣接する矢ヶ淵公園には、サクラ、モミジ、ヒガンバナが植栽され、園内から川の水面に映る橋の姿を見ることができます。



視点場：矢ヶ淵公園



視点場：めがね橋

(3) 拠点の整理

① 広場と自然を活かした交流拠点

⇒ふれあい中央広場、上米公園、旭ヶ丘運動公園、椎八重公園、長田峡公園

町内には、都市公園など 48 箇所の公園があり地域住民の憩いの場として親しまれています。その中でも、これらの公園では、大規模なまつり、各種スポーツ大会などのイベントが開催されるほか、家族がお弁当を持参してピクニック、日々のウォーキングやランニングなど町内外からの利活用があります。

また、写真撮影スポットも多く有し、観光客を呼び込むことができる可能性があります。

「上米公園」は、高台にあり都城盆地を眺望できる遊具広場には幼児から高齢者まで楽しめる各種遊具が設置され、パークゴルフ場も整備されています。

桜の森は、春にちょうちんで彩られ夜桜も楽しめる「桜まつり」が有名です。



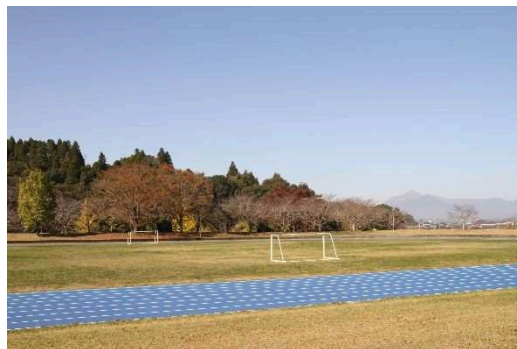
上米公園 サクラの森

「ふれあい中央広場」は、秋の「ふるさとまつり」、冬の「みまたん霧島パノラマまらそん」と本町を代表する大規模なイベントで活用されています。また、日常的にサッカーの練習、グランドゴルフ大会でも利用されています。



ふれあい中央広場

「旭ヶ丘運動公園」は、国道 269 号や高速道路に近い場所にあり令和元年度に全天候型舗装へ改修完了した陸上競技場、野球場、ソフトボール場などを完備しています。公園内に植栽されたサクラやイチョウなどが四季を感じさせてくれます。



旭ヶ丘運動公園 陸上競技場

「椎八重公園」は、公園の頂上に展望台が整備されており、春は眼下に約 6 万本のクルメツツジや約 50 本のヤエザクラ、そして先には周辺の里山や山々の自然美を眺望することができます。



椎八重公園

「長田峡公園」は、園内に遊歩道が整備され、沖水川の流れにより長い年月をかけて作り出された峡谷美を間近に見ることができます。また、滝（えん堤）とモミジやドングリなど峡谷に自生する木々を一年中楽しむことができます。



長田峡公園

② 情報と賑わい交流拠点

⇒みまたんえき（JR 三股駅舎）、産業会館、あつまい（まち・ひと・しごと情報交流センター）、三股町総合文化施設、五本松団地跡地（交流拠点予定地）

5つの施設は、都市計画マスタープランで「三股の中心地ゾーン」として位置づけているエリア内にあり、鉄道やバスなどの交通網が比較的整備され町内外から公共交通機関を使ってアクセスすることが可能です。仕事、食、文化などを通じた情報をそれぞれ特化して発信しています。今後、これらの拠点を結ぶ道路軸の基盤や拠点間の連携を強化することで、中心地ゾーンが“歩きたくなるまちなか”へと向上していくことが期待されます。

「みまたんえき（JR 三股駅）」は、平成 21 年に改修され、待合室のほか小規模な展示や演劇もできる多目的ホールやコミュニティバス「くいまーる」事務所が併設されています。



みまたんえき（JR 三股駅）

「三股町産業会館」は、平成 21 年に「三股町物産館よかもんや」と商工会を併設し駅前に整備されました。物産館は特産品の販売や観光等の情報発信、毎月開催されている朝市などイベント会場としても活用されています。



三股町物産館よかもんや 朝市

「まち・ひと・しごと情報交流センターあつまい」は、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進し、独立した仕事を行う共働空間（コワーキングスペース）等の機能を有しています。Wi-Fi を完備し個人利用の他、起業など各種セミナーが開催されています。



まち・ひと・しごと情報交流センターあつまい

「三股町総合文化施設」は、「思い 育み 知の創造」を基本理念に平成 13 年に開館しており、文化会館と図書館が併設した文化と教育の交流の場となっています。

図書館は年間述べ 16 万人以上、開館から平成 30 年度末まで述べ 317 万 6 千人に利用されています。



三股町総合文化施設

「五本松団地跡地」は、県道都城北郷線沿いに2.2haの広さを有する公有地で、令和元年度より新たな役割を町民と行政が一緒になり、話し合い考え始めたところです。

今後の整備については、役割を果たすための機能性はもちろん、本町の景観特性を活かし、周辺と調和したデザイン性を併せもつ場所となることで本町のランドマークとして期待されます。



五本松団地跡地

(4) 軸の整理

① 幹線道路の軸

⇒県道都城北郷線、県道都城東環状線、県道財部庄内安久線
国道222号、国道269号

前述の(3)で整理した拠点と町内もしくは町外と結ぶ重要な幹線道路です。

特に、県道都城北郷線は、都城市と日南市を結び、本町内を東西に横断し、沿線の東部は自然、田園景観や交流拠点、中央部は多くの賑わい交流拠点が整備されています。



県道都城北郷線 大八重地区沿道



県道都城北郷線 三股駅前



県道都城東環状線 役場付近



県道財部庄内安久線 都城農業高校三股牧場付近

② 河川の軸

⇒沖水川、萩原川、年見川

沖水川は、鰐塚山系に源を発し、町のほぼ中央を東西に流れており、長田峡谷を通り、めがね橋からは大きな流れとなっています。

その豊かな水は、昔から稲作の水利として暮らしに恵みをもたらしています。



沖水川と長田峡

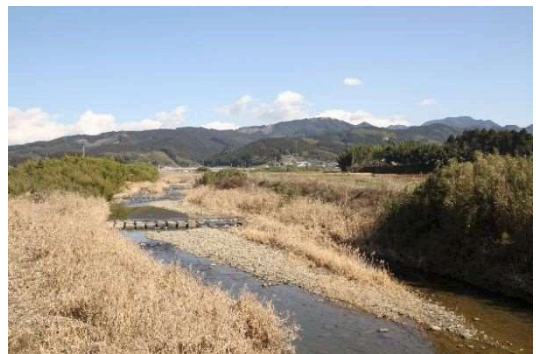


沖水川 三股橋下流



沖水川 今市橋上流

萩原川は、日南市との境界にある牛之峠付近から始まる約10kmの川で、町の南側を東西に流れており、沖水川と同様に、水利として主に宮村地区のひとの暮らしを支えています。



萩原川 鶴下橋上流

年見川は、第2地区の山から始まる約10kmの川で、河川改修により第8地区の住宅街付近で本流と放水路に分流されています。

住宅地に近いことから堤防は近隣住民の貴重な緑のスペースとして親しまれています。



年見川 稗田公園南側

第2章 景観まちづくり計画の区域

(景観法第8条第2項第1号関係)

本町は、約70%が鰐塚山系の森林に囲まれた豊かな自然景観を有しています。まちの中央を東から西に流れる沖水川により河岸段丘や扇状地が形成され、そこに開けた平野に里山・田園・住宅地が調和した景観が広がっています。また、文化の面では、町内の地域ごとに特色のある郷土芸能や伝統行事が継承されています。

本計画の上位計画として位置づけている都市計画マスタープランでは、町全域を対象区域とし、町全体で「三股らしい、魅力あふれるまち」を作っていくことを目標に定めています。

このことから、景観法に基づく本計画の対象区域を「三股町全域」とします。

第3章 みまたの景観まちづくりのテーマ

(景観形成の基本理念)

本町には、まちの歴史や風格が感じられる集落景観や豊かな田園と美しい川、雄大な霧島山が織りなす自然景観、城跡やめがね橋などの文化財、低層でゆったりとした住宅地など町民に愛される景観がたくさんあります。

また、旧薩摩藩領の夏の風物詩である六月灯、盆まつりなどの地域が主体となった行事、棒踊り、ジャンカン馬踊りなどの郷土芸能も継承され、地域の生業や暮らしと一体となって息づいています。

今、みまたに暮らす町民や地域に愛されている“魅力＝たから”を町民と地域が次の世代にも引き継いでいきたいとおもう景観として、町民・事業者と行政が一体となって保全・創出することを基本とします。

みまたの景観まちづくりのテーマ



めぐみ ⇒ 本町の花、緑、水など豊かな自然

くらし ⇒ 歴史、郷土芸能、伝統行事、なりわい、生活スタイル、まちなみ

織りなす ⇒ 点や線である資源を“ひと”が織りなす(まちづくり)ことで面となること

はあと ⇒ 今ある「めぐみ」と「くらし」によって、町民や地域に愛される(はあと溢れる)

みまたらしい景観を未来へと結びたいとの意を込めた。

ロゴは、ハートの形に似る本町の地形をモチーフに平成28年度に「ドキドキみまた」のフレーズとともに作成。「花と緑と水のまち」にちなみ、春を彩る花々や緑深い山々、沖水川の清流など、豊かな自然の恵みが散りばめられている。

第4章 景観まちづくりの方針

みまたの景観まちづくりのテーマを実現するために、本町における景観まちづくりの方針を定めます。

1. 景観まちづくりの基本方針

(景観法第8条第3項「良好な景観の形成に関する方針 景観形成の基本方針」)

第1章で整理した景観の特性と課題をもとに私たちの「暮らし」の中にある「自然」「文化・歴史」「まち」「眺め」の4つの特性ごとに基本方針を定めます。

(1) 自然と暮らし ～山、川、森林から育まれる暮らし～

① 鰐塚山系から始まる自然景観の恵みを守り、活かす

鰐塚山系の恵みにより田んぼや私たちの飲み水になる豊富な水を得られていること忘れることなく大切にしていきます。

約10kmにもわたる長田峡をつくった大自然は偉大であり、本町を代表する景観でもあります。こうした川、水のある暮らしを大切に思い、魅力を広めていきます。

町の面積の約70%を占める森林を守り育てていくことは、水、暮らし、産業、文化など町全体を守ることに等しいと考え大切にしていきます。

② 四季を感じることができると花の景観を守り、活かす

春のサクラ、ツツジ、シャクナゲ、梅雨のアジサイ、夏の新緑、秋のヒガンバナ、イチヨウ、モミジ、冬の霜柱がたつ田畑など暮らしの中で四季を感じることができると花や木々などが身近なところにあることがどんなに素晴らしいことなのか、より多くの人に広めていきます。

(2) 文化・歴史が引き継がれる暮らし ～郷土芸能、風習などがある暮らし～

① まちの歴史や風格が感じられる景観を守り、活かす

梶山地区に残る梶山城跡や上之馬場の石垣、町内各所に特徴的な様相で鎮座するタノカンサアなどカタチのあるもの、前目地区が鹿児島県から先祖が移住してきたことで集落が始まったというような歴史など文化的なものは、その貴重さを忘れず、学び、次の世代へ語りつないでいきます。

② 棒踊りなどの郷土芸能を継承し、六月灯、盆灯ろうなどの地域が主体となった伝統行事を守り、紡ぐ

棒踊り、ジャンカン馬踊り、太郎踊りなど地域によって個性の光る郷土芸能が今も保存会によって継承されています。旧薩摩藩領の夏の風物詩である六月灯では子ども達が絵を書いた灯ろうを神社に奉納し、地域のひとが総出で企画から運営まで主体となり盆まつりなどの行事も定期的開催されています。

地域のなりわいやくらしと一体となって息づいている郷土芸能や伝統行事などを次の世代にも紡いでいきます。

③ ひとがゆるやかに関わるくらしを守り、活かす

地域行事や高齢者サロン、子ども会、ノルディックウォーキング、グランドゴルフなど、楽しみお互いを尊重しながら多世代が地域の関わり合いをもって暮らしていきます。

本町に残る「ちまき」「煮しめ」などたくさんの郷土料理の料理方法を伝えていきます。

(3) まちなみとくらし ～豊かなくらしとともにある住宅、産業、公園、道路など～

① ゆったりとしたまちなみを守る

都城市方面から本町に入ると、低層の住宅や店舗が広がり、遠景には必ず山なみがあり、まちの様相がゆったりとしたまちなみに変わります。この景観が「住みやすい」と感じる重要な要素であると捉え、守っていきます。

② 憩いの景観を守り、活かす

町内には旭ヶ丘運動公園、上米公園などの都市公園のほか椎八重公園、長田峡公園、矢ヶ淵公園など自然を活かした公園、大規模イベントやスポーツ大会にも対応したふれあい中央広場など各種整備され、町内外の子どもから高齢者まで幅広い世代にとって憩いの場となっています。公園内には、サクラ・ツツジ・モミジ・イチョウなど四季をたのしめる木々が植栽され、シーズン中は町外からも観光客が訪れる場所でもあります。

観光イベントとして定着している上米公園の桜まつりや最近取り組み始めた長田峡公園のライトアップも自然を活かした素敵な夜の景観であり、新たな景観形成としても注目されています。

町内にある様々な憩いの場を、そこに集まる人が生き活きと楽しく過ごせる場として守っていくために、安全性も踏まえ地域のみなさんと一緒に美化を推進し、活かしていきます。

③ くらしをつなぐ道の景観を守り、活かす

県道都城北郷線は、日南市と都城市を結ぶ幹線道路で、町内を東部から西部に貫く重要な道路軸です。沿道には、東部の自然景観、中央部で沖水川を越え、まちの中心部には賑わいとランドマークエリアとして公共施設やJR三股駅、産業会館など拠点施設が整備

されています。

今後、さらに沿道に寄り道のかげを生みだせる可能性も高く、大きな建物、工作物、標識などは色彩や素材に配慮し、まとまりのある景観を守り創出し、シーニックバイウェイとしても活用を見だしていきます。

また、日々の暮らしの中にある道も、毎日通る場所です。いつも気持ちよく使えるように、自動車での通行だけではなく、散歩、ランニング、サイクリングなど様々な手段で楽しめる道として、守り活かしていきます。

④ 里山をつくる集落や田園風景を守り、活かす

東部の第4地区と第5地区には、里山といえる集落がたくさんあり、棚田も残る地域です。その里山も町のか心部から自動車で5分～15分の範囲にあり、気軽に里山生活の体感をできる場所にあります。空き家や耕作放棄地については、対策に知恵を絞る、里山体験など町外から観光客を呼び込む活用方法を見だしていきます。

(4) よい眺めのある暮らし ～たからものの眺望がある日々の暮らし～

① それぞれの地域で大切に思っている霧島山の眺めを守り、活かす

町内で景色の話題になると必ずといっても過言ではないほど「ここから見る霧島山が一番いい姿だよ」などと町民が話します。日々の暮らしの中で見ている霧島山、あるいは眺めのよいところから見るができる霧島山の姿は、私たちにとって「いつもそこにある日常のもの」ですが、広く自慢できる誇り高いものでもあります。いつまでも、この眺めを楽しむことができるよう、「見る場所」(視点場)を守り、地域のたからとして活かしていきます。

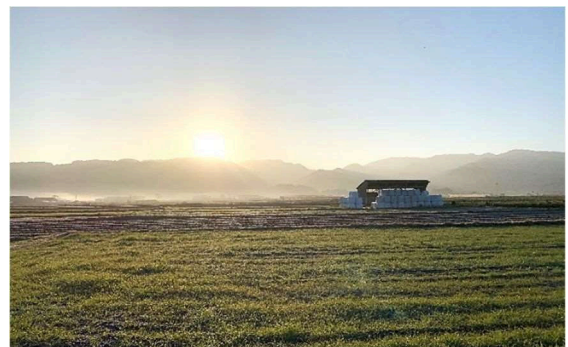
② 身近な山なみの眺めを守る

都城盆地の東部を形成する山なみは、町内を移動するときに必ず遠景に映り込み、どこに居ても身近に「山のみどり」があり建物などを見えています。そのことがまちの豊かさを印象づけている重要な要素ともなっています。

いつまでも、この眺めを身近に感じることができるよう、大きな建物や構造物などは可能な限り周辺との調和を考へて、まちのたからとして守っていきます。



早馬まつり 谷太郎踊り



宮ノ原地区の田園風景 冬

2. ゾーンにおける配慮方針

(景観法第8条第3項「良好な景観の形成に関する方針 ゾーン別の考え方」)

「第1章三股町のまちづくりの現況 3. 景観からみる三股町の特性と課題」で整理した2つゾーンにおいて良好な景観づくりのために、大切にしたいことをまとめます。

(2) みどりと里山ゾーン

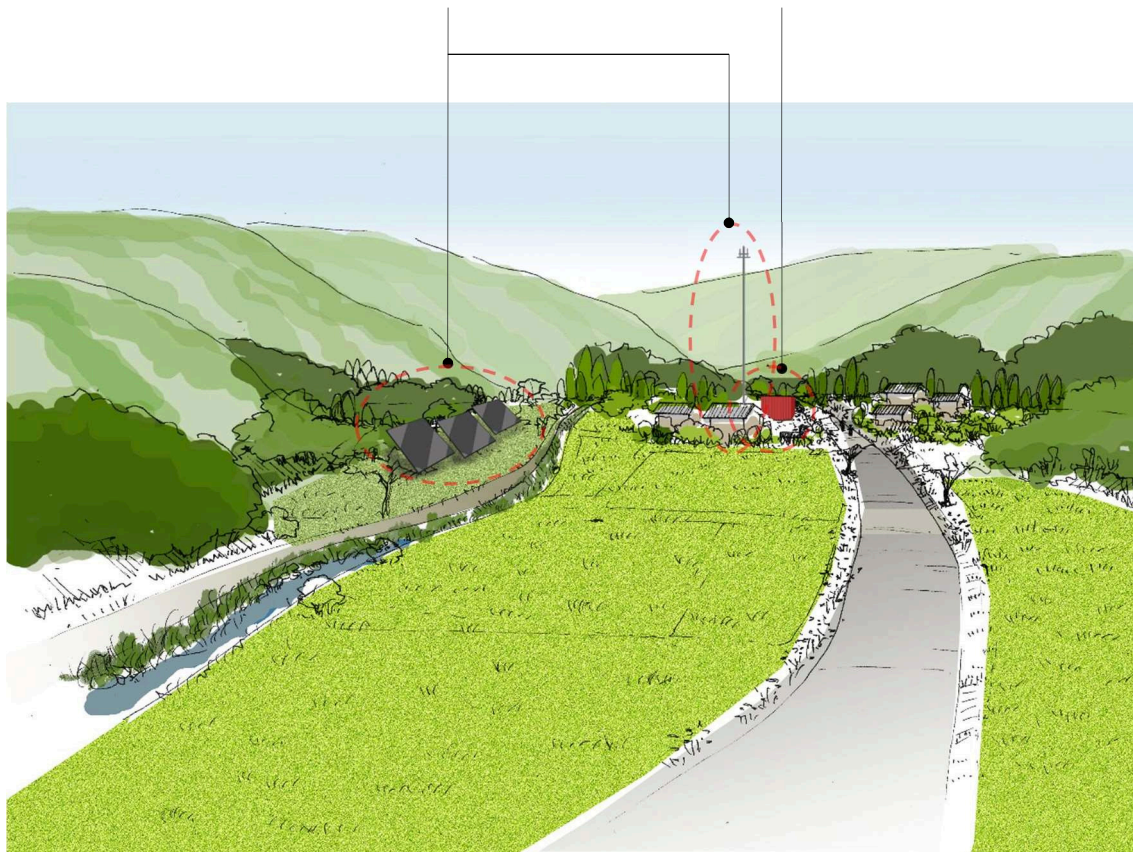
本町の豊かな自然環境の源となる「みどり」ゾーンと都市計画法の用途地域外の既存集落とその周辺の豊かな田園や森林を含む「里山」ゾーンです。

「豊かな自然環境と調和した景観を守る」

建物や工作物などは森林や田園と違和感がないように色や素材を選び、高さや配置に注意しながら生け垣などの目隠しを行うなど配慮して欲しい。

建物や工作物の配置や高さ、色など、周辺の自然環境に配慮しましょう

建物や工作物の色、素材は森林や田園と違和感のないよう調和を考えながら選びましょう



(2) 居住と田園ゾーン

人口の増加傾向を支える都市計画区域内の住宅地とその周辺の豊かな田園が広がるゾーンです。遠景には、霧島山など都城盆地の山なみが見えます。

「ゆったりとした居住空間と田園景観の調和を図る」

建物や工作物などは低層住宅や田園と違和感がないように色や素材を選び霧島山の眺望を守るため高さや配置に配慮して欲しい。

遠くにみえる霧島山の稜線を遮らない
ような施設の高さや配置にしましょう

広告塔などの位置は、霧島山の眺め
などに配慮して位置や色を検討し
ましょう

建物や工作物の色、素材は
低層住宅や田園と違和感のないよ
う調和を考えながら選びましょう



第5章 景観まちづくりのための制限

(景観法第8条第2項第2号関係「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」)

事前の届出対象行為と届出を要する規模、届出対象行為ごとの制限(景観形成基準)を定めます。

なお、本町の良好な景観の形成に大きく影響を及ぼすものに対して事前の届出対象としますが、届出対象とならない行為や規模についても、景観形成基準に適合するよう努めてください。

1. 届出の対象となる行為

以下のいずれかに該当する行為を行う場合には、町長への届出を必要とします。

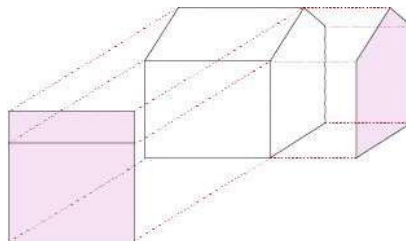
種別	届出対象行為	規模
建築物 ※1	新築、増築、改築、移転	高さ10m以上または延床面積500㎡以上
	外観を変更する修繕、模様替え、色彩変更	前記の規模で外観を変更することとなる見付面積(※2)の合計が全体の1/2以上となるもの
工作物 ※1	新築、増築、改築、移転	○搭状工作物 高さ10m以上(電柱類を除く) ○垣、柵、塀、擁壁等 高さ2m以上のもの(柵や擁壁が複合している場合は合計の高さ) ○太陽光発電施設等※3 太陽電池モジュールの合計が500㎡以上のもの
	外観を変更する修繕、模様替え、色彩変更	
開発行為	都市計画法第4条第12条項に規定する開発行為	開発面積が1,000㎡以上のもの
土地の形質の変更	土地の開墾及びその土地の形状の変更	行為に係る土地の面積の合計が500㎡以上のもの ※農林業を営むためのもの(土地の開墾、水面埋立、宅地造成を除く)、土地改良法による土地改良事業は対象外
木竹の伐採		伐採面積1,000㎡以上のもので、伐採後に林地開発を行うもの。天然更新・植林を行うものは対象外
土砂の採取・鉱物の採掘		行為に係る土地の面積の合計が500㎡以上のもの

※1 以下の場合には除外行為とします。

- ・仮設の建築物の建築など
- ・災害・事故・火災などにより施設が損壊した場合における緊急的な機能回復または維持に必要な工作物の新設、増設、改築または移転
- ・地下に設けるもの

※2 見付面積

風を受ける建物の面積のこと。



※3 太陽光発電施設等とは、以下のものとします。

「太陽電池モジュール」

複数の太陽電池セルを所定の出力が得られるように電氣的に接続したものを長期間の使用に耐えられるようガラスや樹脂を用いて封止し、機械的強度を確保するとともに、固定設置するための枠等を取り付けたもの

「パワーコンディショナ」

太陽電池からの直流電力を一般の電気器具で使用可能な交流電力に変換するとともに、商用系統との連係運転や自動運転に必要な各種保護・制御機能を備えたもの

「架台」

太陽電池モジュールを屋根や地面に固定するために用いる構造体

2. 景観形成基準

良好な景観形成のための基準は次のとおりとします。

建築物

配置規模

○「みどりと里山ゾーン」と「居住と田園ゾーン」の特性にあわせた周辺の山なみや街なみの連続性に配慮した配置、高さとなるよう努める。

○主要な視点場から展望する場合、著しい妨げにならないような配置、高さとなるよう努める。

【太陽光発電設備を建物の屋根や屋上に設置する場合】

○勾配屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が当該建築物の最上部を超えないよう努め、屋根と一体化させるように工夫する。

○陸屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部をできるだけ低くし、建築物と一体化させるよう努める。

形態意匠

○背景にある豊かな自然景観に配慮し、外壁に自然素材や自然素材を模したものを使用するなど周辺と調和するよう努める。

○周辺の建築物を大きく超えるような大規模な壁面をできるだけ避け、形態の工夫などで圧迫感を感じさせないよう周辺の景観に与える影響を軽減するよう努める。

屋外設備など

○道路など公共の場所から容易に目にするのできる位置には設置しないよう努める。困難な場合は、建築物本体と一体化し同調して目立たないように工夫する。

色彩

○「みどりと里山ゾーン」と「居住と田園ゾーン」の特性にあわせた周辺の景観と調和するような色彩とし、以下の色彩基準に適合したものとする。

【色彩基準】

（建築物の色彩）

○外観の壁、屋根はそれぞれ以下のマンセル値の範囲内とする。

部位	色相	明度	彩度（基準値）	彩度（推奨値）
壁	0R～5Y	7.5 以下	4 以下	3 以下
	その他	7.5 以下	2 以下	2 以下
屋根	0R～5Y	6 以下	3 以下	
	その他	6 以下	2 以下	

※表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。

※寺社仏閣ならびに景観向上に大きく寄与するとして町長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。

※畜産業に供する施設のうち、施設機能上基準に適用しにくいものは、その都度協議を行い決定する。

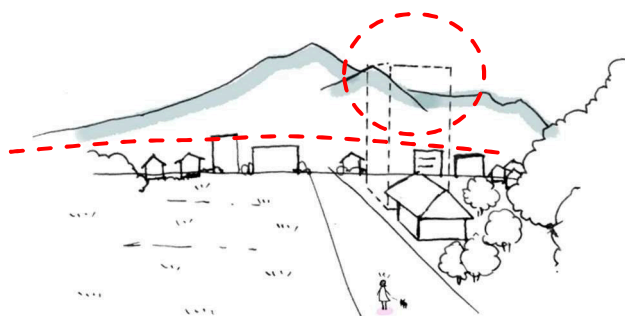
（屋根や屋上に設置する太陽光発電設備）

○太陽電池モジュールの色彩は、「黒色又は濃紺色」若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用する。

○架台や枠の色彩は、太陽電池モジュール部分と同等とし、素材は低反射のものを使用する。

外構 緑化	○道路など公共の場所から容易に目にすることのできる敷地では、周辺や背景の自然景観と調和するよう緑化に努める。 ○商業や工業施設などの駐車場は、殺風景とした印象とならないよう敷地内の緑化による修景に努める。 ○安全面に十分配慮し、既存の樹木をできる限り保全するよう努める。 ○塀や柵などを設ける場合には、閉鎖的なものは避け、植栽、自然素材のものなどを用いるよう努める。 ○安全面に十分配慮し、地域の景観として特徴づけられている石垣はできる限り保全に努める。
----------	--

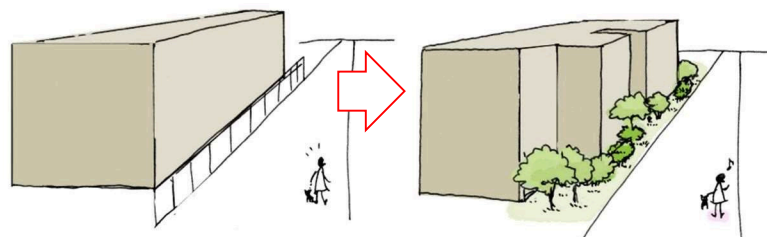
■建築物の配置、高さの工夫と配慮



山の稜線を分断していると、せっかくの眺めが台無しです。

建物や屋根の形や高さがそろっていると、まとまり感があるように見えます。

■大規模な建築物の外壁の工夫と配慮



大規模な建築物は圧迫感を与えやすい。

より印象を和らげるための例

- ・建物の形を工夫する。
- ・植栽により見える範囲を小さくする。

■建築物の屋根や屋上に設置する太陽光発電施設

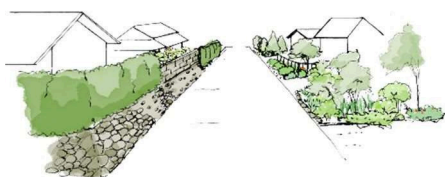


勾配屋根の場合は、建築物の屋根と一体化するよう最上部を超えないように配置する。

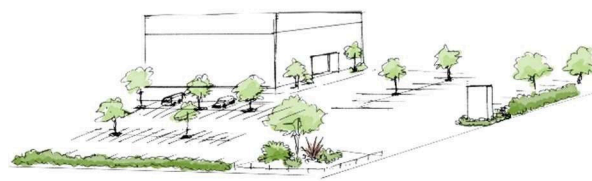


陸屋根の場合は、最上部をできるだけ低く設置するかルーバーなどにより目立たないように工夫する。

■外構・緑化の工夫と配慮



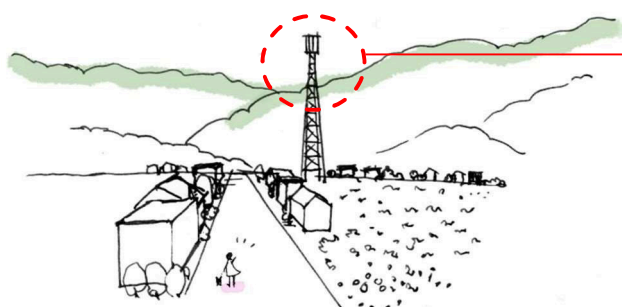
建物の周辺は地域の素材や、植栽などにより、周辺との調和を図る。



駐車場などはできる限り緑化に努める。

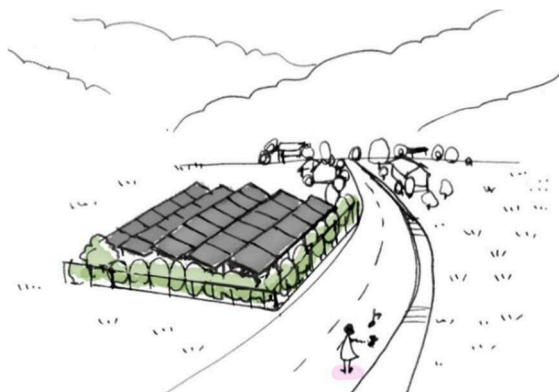
	(フェンス・柵) ○鉄塔の基礎部分や設備機器類を遮蔽するために設けるフェンスや柵の色彩は、亜鉛メッキ色（低光沢）または茶系（10YRを推奨）で中・低明度、低彩度のものとする。
外構 緑化	○道路など公共の場所から容易に目にするのでできる敷地では、周辺や背景の自然景観と調和するよう緑化に努める。 ○安全に配慮しながら既存の樹木をできる限り保全する。 ○塀や柵などは植栽と一体となった意匠となるよう努める。 ○太陽光発電施設等や鉄塔等の周囲は、生垣の設置などにより緑化に努める。

■工作物の配置と高さの工夫と配慮



山の稜線を分断していると、せっかくの眺めが台無しです。
道路から見えにくい位置や山の稜線を遮らないような位置を選定するよう努める。

■地上に設置する太陽光発電施設の工夫と配慮



地域で大切に思っている視点場から太陽光発電が見えると、せっかくの眺めが台無しです。
やむをえず視点場や道路から目立つ場所に設置する場合には、植栽などに周囲から見えにくくなるよう努める。



開発行為、土地の形質の変更

- 土地の造成を行う際は、地形をいかし地形の改変が最小限となるよう努める。
- 樹木の伐採は極力抑え、周辺との調和を図るため必要に応じて周囲に中低以上の木を植栽するなどできる限り緑化を行う。
- 擁壁については、自然石、自然石を模したブロックや植栽などにより目立たないように工夫する。

■開発行為における工夫と配慮

- ・擁壁を使う場合には、前面に植栽するなど、緑化に努める。
- ・周辺は、高木や低木など十分な緑化に努める。



土石の採取、鉱物の採掘

- 道路など公共の場所から容易に目にするのできる場所では、地肌の露出が目立たないように採取、採掘の位置等の工夫を行う。
- 既存の樹木などはできる限り保全、活用する。

■土石の採取、鉱物の採取における工夫と配慮

- ・道路など公共の場所から見えにくくなるよう植栽もしくは景観に配慮した柵や塀などで遮蔽に努める。
- ・採取、採掘後は緑化など修景に努める。

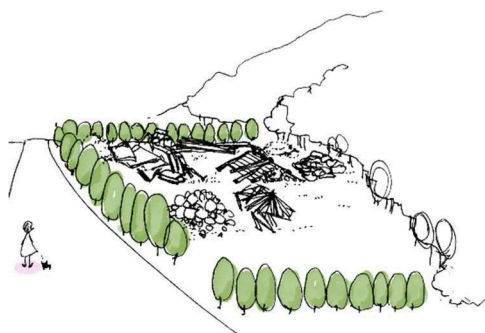


屋外における物件の集積

- 道路など公共の場所から容易に目にするのできる敷地では、周辺や背景の自然景観と調和するように緑化に努める。
- 堆積の高さは必要最小限に抑え、植栽や塀による遮蔽を行うなど配慮する。

■屋外における物件の集積における工夫と配慮

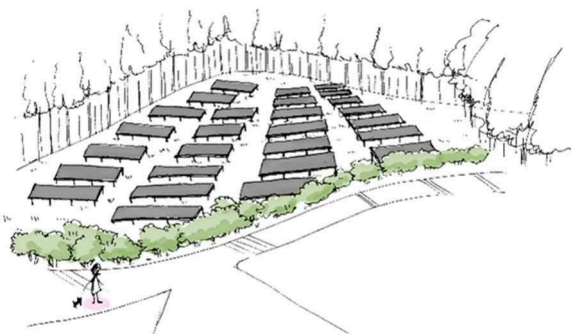
- ・道路など公共の場所から見えにくくなるよう植栽もしくは景観に配慮した柵や塀などで遮蔽に努める。
- ・堆積物は整理し、できる限り低く配置する。



木竹の伐採（天然更新・植林を行うものは対象外）

- 道路など公共の場所から容易に目にすることのできる場所の林地開発を行う場合は、伐採面積が最小限となるよう努め、伐採の場所や方法、伐採後の植栽等で周辺との景観との調和に配慮する。

■木竹の伐採における工夫と配慮

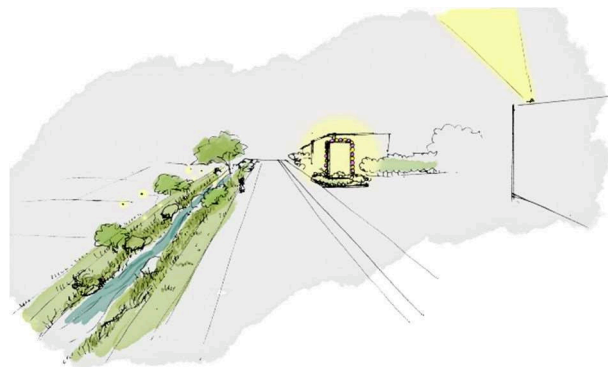


- ・林地開発を行う際は、道路等の公共の場所から見えにくくなるよう植栽もしくは景観に配慮した柵や塀などで遮蔽に努める。

特定照明

- 星空が美しい場所、ホタルが飛ぶ時期など地域の夜間景観を損なわないよう、過度の明るさや色彩の照明を用いないよう配慮する。
- 過剰な光が周囲に拡散しないように配慮する。
- ネオンや動きのある照明はできる限り使用しないこととし、やむを得ず使用する場合は、期間や時間帯に十分配慮する。

「特定照明」とは、景観法施行令第4条に定義される「特定照明」のことで、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物または物件の外観について行う照明



その他機器

- 自動販売機を道路など公共の場所から容易に目にすることのできる場所に設置する場合は、周辺の自然景観やまちなみと調和するような色の選定に配慮し、自然素材で囲うなどできる限り工夫する。



第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号関係)

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物）または樹木について指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。

指定されると、「景観重要建造物」の場合、増築や改築、移転や除却、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更の際に「景観重要樹木」の場合、樹木の伐採及び移植を行う際に町長の許可が必要となります。

本町では、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定までのステップ及び方針を以下のように定めます。

■候補の前提

多くの町民に親しみや愛着をもたれている建造物や樹木のうち
道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺められるもの

ステップ1 次の指定方針に基づくものを候補として選定

～景観重要建造物の指定の方針～

- 優れたデザインや地域のシンボルとなる建造物で、景観形成を図る上で重要なもの
- 地域の自然や歴史、文化、くらしなどと密接に関わり、地域に親しまれているもの
- 眺望の目標物であるなど、地域の景観形成を図る上で重要な位置にあるもの

～景観重要樹木の指定の方針～

- 樹木の姿や形が特徴的であり、地域のシンボルとなっているもの
- 本町の良好な自然環境を維持するために必要と認められるもの
- 地域の自然や歴史、文化、くらしなどと密接に関わり、地域に親しまれているもの

ステップ2 指定する前に

- 所有者の意見を聴いたうえで、専門家の助言や広く町民からも意見を集める。
- 地域住民のくらしの中で愛着を持たれているとされる建造物や樹木を町内外に広く発信し、利活用の可能性や魅力を高めることに取り組む

ステップ3 指定

指定後に所有者や管理者が継続して維持管理していくことが可能か考慮し町長が指定します。

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第4号関係)

1. 公共施設の整備等に関する基本的な考え方

道路、河川、公園、教育施設、公営住宅などの公共施設は、大規模で目立つ場所に位置するものが比較的多く視覚環境に与える影響が大きいことから、本町の景観を印象づける上で非常に重要な役割を担っています。

公共施設の整備等に関しては、周辺にある自然、田園、まちなみとの調和を図り、外観はもとより施設内のデザインについても景観に配慮していくこととします。

2. 景観重要公共施設の指定方針

景観重要公共施設は、道路や河川、都市公園などのうち、景観形成のための取り組みを周辺と一体的に行うことが期待されるものについて、地域の景観形成上重要な公共施設として、管理者の同意の上、景観計画に位置づけるものです。

本町では、次の基準のいずれかに該当するものを管理者等との協議により「景観重要公共施設」として指定します。

- 三股町の景観の骨格となる軸や拠点に位置する施設
- 歴史的な景観資源である施設
- 景観資源の周辺などで、景観形成を一体的に推進する必要がある地域に位置する施設
- 地域住民などが長年愛着をもち、積極的に景観形成に取り組んでいる施設
- 当該公共施設を整備することにより、周辺と一体的な景観形成の取り組みが期待できるもの

3. 景観重要公共施設の候補

次の公共施設を景観重要公共施設として、管理者と協議した上で指定します。なお、指定後も、必要に応じて見直しを行っていきます。

道路	国道 222 号、国道 269 号 県道都城北郷線、県道都城東環状線、県道財部庄内安久線 1 級及び 2 級町道
河川	沖水川、萩原川、年見川
橋	梶山橋（めがね橋）、轟木橋
公園	上米公園、旭ヶ丘運動公園、椎八重公園、長田峡公園、矢ヶ淵公園

4. 景観重要公共施設の整備等に関する事項

景観重要公共施設については、今後、周辺の景観に十分配慮し、「宮崎県公共事業景観形成指針」及び「美しい宮崎づくりガイドライン」を参照しながら整備するものとします。

また、今後策定する「公共空間の景観形成ガイドライン」において、色彩や意匠などの詳細についてルールづくりを行い、必要に応じて景観審議会に助言を求めることとします。

第8章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号関係)

屋外広告物は、商業活動における情報提供、各施設への案内等を目的として表示又は掲出されるため、人々の目に触れやすく景観まちづくりに大きな影響を与えるものであり、本町の自然や田園景観に配慮した表示・掲出に努めることも重要です。

本町の屋外広告物に関しては、県の屋外広告物条例が適用されており、宮崎県が主体となって表示方法等の規制に取り組んでいます。

そのため、屋外広告物については県の条例に基づいた取組を継続し、現在、規制されていない地域については、眺望の確保など地域住民の意向を踏まえ、県と連携し規制を検討していきます。

今後、町独自の取組みが必要になった場合、景観法に基づき屋外広告物の表示及び掲出に関する事項を定めることとします。

本町の規制状況は下の表のとおりとなっています。

～屋外広告物とは～

屋外に表示されている広告板、広告塔、看板、立看板、はり札、はり紙等をいい、表示内容や表示目的を問いません。一定の概念、イメージ等が表示されていれば該当しますので、絵や写真も屋外広告物になります。

屋外広告物を表示するには、次のものを除いて許可が必要です。

【許可を受けずに表示できるもの】

- ・自己の事業所・営業所の敷地内に出される自己の事業・営業に関する広告物（自家用広告物）

ただし、敷地内の全ての広告物の表示面積が下記の面積以内

- ・第1種禁止地域2平方メートル、第2種・第3種禁止地域5平方メートル、規制地域10平方メートル

- ・自己の管理する土地や物件に〇〇管理地（物件）、立入禁止等と表示した広告物

ただし、一土地・物件につき1平方メートル以内

- ・冠婚葬祭、婚礼、夏祭り、盆踊り大会、運動会等のため一時的に表示する広告物
- ・講演会、展覧会、音楽会等のためにその会場の敷地内に表示する広告物

これらに該当するものでも、蛍光、発光、反射を伴う塗料や材料は使用できません。

■禁止地域と規制地域

禁止地域とは、原則として、広告物の表示が禁止される地域や場所のことであり、特に保全すべき自然環境や沿道景観及び良好な住宅環境を有する地域を主な対象としています。

規制地域とは、原則として、基準に適合する広告物であれば、許可を受けて広告物を表示できる地域や場所のことをいいます。

表 8-1 三股町内の規制状況

区分	地域または場所	三股町内の該当エリア
第1種禁止地域	・ 史跡名勝天然記念物のある地域 ・ 自然公園の特別地域など	—
第2種禁止地域	・ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区及び伝統的建造物群保存地区 ・ 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域の一部 ・ 自然公園の普通地域(用途地域を除く)、都市公園 ・ 宮崎県沿道修景美化条例により指定された沿道自然景観地区等 ・ 別に定める高速道路、一般国道等及びこれらの周辺(用途地域を除く) ・ 信号機の周囲 20m 以内、横断歩道・踏切の周囲 10m 以内（地上 10m を超える部分を除く） ・ 主要駅の駅前広場など	・ 国道 269 号沿線 ・ 国道 222 号沿線 ・ 県道都城北郷線沿線 ・ JR 沿線 ・ 鰐塚県立自然公園（鰐塚山、長田峡） ・ 用途地域内のうち、第1種低層住居専用地域
第3種禁止地域	・ 第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域のほぼ全域 ・ 別に定める高速道路の周囲 200m 以内の用途地域 ・ 別に定める一般国道及びこれらの周囲(用途地域を除く) ・ カーフェリーターミナルの周辺、主要駅の駅舎	・ 国道 269 号沿線 ・ 用途地域内のうち第1種、第2種中高層住居専用地域、
第1種規制地域	・ 市及び都市計画区域を有する町のうち用途地域を除く区域 など	・ 全域
第2種規制地域	・ 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 ・ 農村地域工業等導入促進法において定められた工業等導入地区の区域 ・ 一般国道（小林市、高鍋町の一部）及びこれらの周囲など	・ 用途地域内のうち、第1種住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
第3種規制地域	・ 近隣商業地域及び商業地域 ・ 都城市、延岡市の準工業地域、工業地域及び工業専用地域の一部、延岡市の再開発地区計画区域の一部	・ 用途地域内のうち、近隣商業地域

知事が指定する道路（一部抜粋）

●主要地方道

県道宮崎北郷線（宮崎市と日南市との境界から県道日南高岡線との交点までの区間）、県道都城東環状線

●一般県道

県道財部庄内安久線（鹿児島県との境界から国道269号との交点までの区間）及び県道日南南郷線

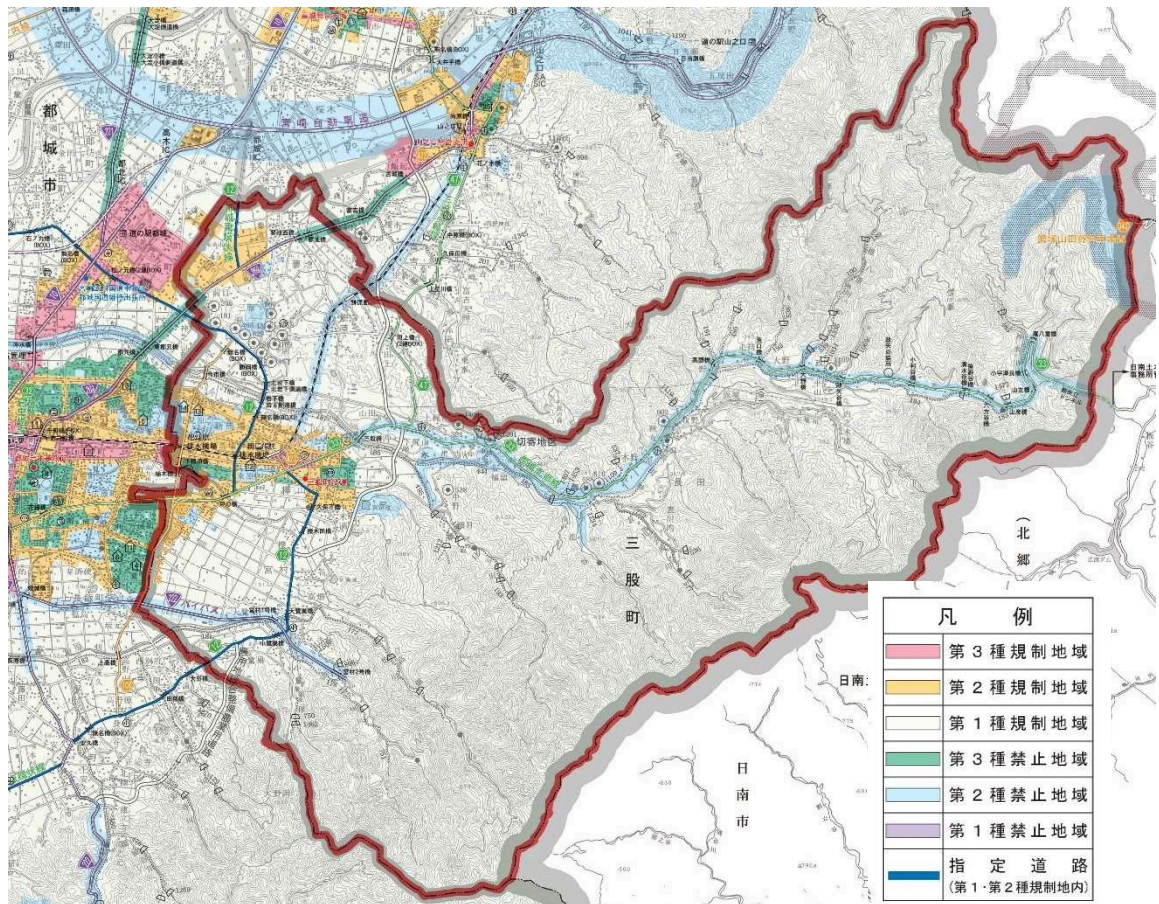


図 8-1 宮崎県屋外広告物条例に基づく規制概要図

第9章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

(景観法第8条第2項第4号関係)

(1) 景観農業振興地域整備計画とは

景観法では、選択事項として、景観計画区域のうち農業振興地域内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができるとされています。

計画を定めることで、市町村長の勧告制度による景観と調和のとれた農業的土地利用への誘導や農地法の特例等を行うことができます。

(2) 基本的な考え方

本町の景観特性は、土地利用の状況から、農林業の営みや暮らし、その中から生まれ受け継がれてきた伝統文化などとともに形成された森林、里山、田園などで構成された景観が大部分を占めており、これを保全していくことは重要です。

今後、特に耕作放棄地が増加している地域などにおいて、住民と話しながら実態とニーズを把握し、必要に応じて景観農業振興地域整備計画を策定していくこととします。

また、棚田などの保全を図るため棚田地域振興法に基づく「棚田地域振興活動計画」を策定した場合は、指定棚田地域振興協議会と調整しながら、景観の保全に加え農業、文化、物産、観光など多面にわたる機能の維持や促進を図っていきます。

第10章 始める、つづく みまたの景観まちづくりのすすめ方

1. まず始めてみましょう 景観まちづくり

「景観に関して地域や事業者で始めてみたいことはありませんか？」

やってもいいことなの？使ってもいい場所なの？使用料は必要なのか？

みなさんが、景観に興味を持ち、景観形成活動を自ら始めてみたいと思ったら、役場の景観担当窓口に声をかけてください。

「私たちがみまたの景観をつくりたい」という思いには、行政も一緒に考え支援します。安全性や公共性などを検討しながら、まずはできることから「お試しに」というやり方もあります。専門家のアドバイスや先進事例も取り入れ、一緒にすすめていきましょう。

(1) 行政の支援

◇情報を提供

景観形成に活用できる制度案内、景観形成に関連する助成金を紹介します。

町内外で活動する先進団体との繋がりをつくります。

◇知恵を絞る

景観アドバイザー、専門団体、ボランティア団体を紹介します。

◇一緒に実行

子どもを含めた地域や教育現場での景観継承に取り組みます。

景観啓発事業を企画し景観に対する意識の醸成に取り組みます。

◇情報を発信

町内外に向け、地域団体の活動紹介、景観資源のPR、地域団体活動への参加の呼びかけなどを行います。

◇町で表彰

多年に渡って景観形成活動を実践し地域に貢献した団体を町表彰制度で表彰します。

(2) 行政の内部連携体制

“ちいさな”行政組織であることを強みに、企画、観光、教育、福祉などあらゆる部署や事業との連携を考え、動いていきます。

(3) 景観まちづくり活動の紹介

第1章で紹介した活動以外にも、町内では地域団体による清掃、保全、植栽活動など様々な景観形成に関係する取組が行われています。

今回、景観まちづくり計画を策定する準備として、公募により選定した町内4つの地域で景観地域ワークショップを各2回開催しました。(詳細は資料編-4を参照)

ここでは、ワークショップの中で地域が発案し、実際に動き始めた取組について、新たな「景観まちづくり」活動事例として紹介します。

事例Ⅰ：長田峡きらめき隊

【目標】長田峡の魅力化！

【経過】

平成30年度：景観地域ワークショップで「長田峡の活用への強い思い」を再確認。

県社会実験事業「長田峡ライトアップ」にチャレンジし、事前の清掃や照明設置を協働団体である「宮崎をひかりでかえる委員会」と実施した。期間中後半の週末は、会場で地元加工グループが甘酒を販売した。

令和元年度：ゴールデンウィークにえん堤にこいのぼりを係留

前年度の社会実験を踏まえ11月2日～12月1日に町及び「宮崎をひかりで変える委員会」との共催で「長田峡ライトアップ」を主催した。清掃、設置などに加え、初日は地元住民によるオカリナ演奏などオープニングセレモニーを開き、期間中週末に甘酒などの販売も行った。

[活用事業]令和元年度宮崎『ひと・まち・みらい』づくりに関する研究・活動等助成事業

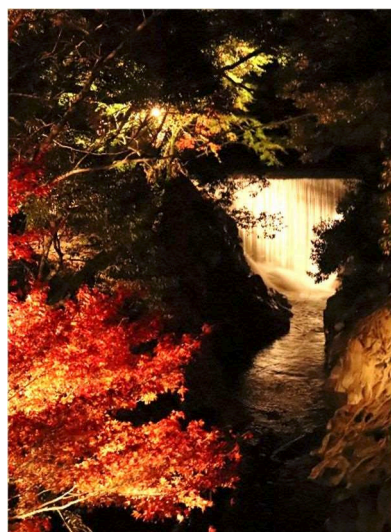
所管先：(公財)宮崎県建設技術推進機構

【団体のコメント】

『来！来！（ライライ、きてきて）あなたも長田峡へー。手軽に峡谷美と清涼の大気が味わえますよ！』



遊歩道の清掃作業



長田峡ライトアップ

事例2：前目温故知新の会

【目標】前目の歴史を子どもたちに語り継ぎたい

【経過】

平成30年度：景観地域ワークショップで「同じ思いの人がいる」ことに気づく。

ワークショップ終了翌月の1月から毎月第2水曜日に6人で語る会を開き始める。

令和元年度：景観まちづくりに詳しいアドバイザーや町社会福祉協議会と連携し、初年度は歩いて地域を知ることができる地図を作成することになり、毎月の例会で前目に残る歴史、風習、伝説などを聞き取り、書物やまち歩きなどで調査を重ねた。1月に「三股今昔温故知新 前目んまっぷ」として完成させ、地区の世帯を中心に配布した。

【活用事業】令和元年度みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業

所管先：町企画商工課

【団体のコメント】

『この山の麓に暮らしていた祖先に感謝し少しでも後世に繋げればと思います』



勉強会の様子



令和2年1月に完成した「前目んまっぷ」



竹の伐採作業

2. 「なんか、よかよね（いいね）」でつづく 景観まちづくり

本町は、県内でも珍しく現在は人口が増加傾向にあります。先祖代々住んでいるひと、土地が気に入って住み始めたひと、仕事などの都合で住んでいるひとなどその理由は様々でしょう。例えば、縁あって初めて住むまちであったとしても、景観まちづくりを通して何か記憶に残せたら、「ずっと住みたい」「また住みたい」と思う「ふるさと」にできるのではないのでしょうか。

今、みまたに暮らす私たちが愛着をもつ「みまたの景観」をどのように次の世代に引き継いでいけるのか。

これから計画を運用していく中で、景観形成行為の規制や誘導とともに地域で紡がれていく活動やアイデアによって、日々の暮らしに染み渡る景観が育まれていくことを期待し、景観審議会などで定期的に計画の運用状況を確認しながら、必要に応じて計画を見直していきます。



上米公園のイチョウ